

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 14)

更正の請求書
(単体申告用)

※整理番号

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)						
	法人名						
	納税地	〒		電話 () -			
	(フリガナ)						
	代表者氏名						㊟
代表者住所	〒						
事業種目						業	

〔国税通則法第23条 法人税法第80条の2〕の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等につき、平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
所得	所得金額又は欠損金額	1	
	同上の軽減税率適用所得金額	2	
	内訳 内 訳 其 他 の 金 額 (1-2)	3	
	法 人 税 額	4	
法人税額の特別控除額	5		
差引法人税額(4-5)	6		
リース特別控除取戻税額	7		
土地譲渡課税土地譲渡利益金額	8		
利益金 同上に対する税額	9		
留保金 課税留保金額	10		
同上に対する税額	11		
使途秘匿金 使途秘匿金額	12		
同上に対する税額	13		
法人税額計(6+7+9+11+13)	14		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15		
控 除 税 額	16		
差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17		
中間申告分の法人税額	18		
差引 納付すべき法人税額	19		
還 付 金 額	20		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21		

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日		

還付される税金の受取場所	1 銀行等の預貯金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 本店・支店 漁協・農協 本所・支所	2 日本郵政公社の通常預金口座に振込みを希望する場合 通常預金口座の記号番号
	3 郵便局窓口での受け取りを希望する場合 郵便局 預金口座番号	

税理士署名押印 ㊟

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	-----	----

15.00改正

(法 1101)

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 14)

更正の請求書

※整理番号

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)						
	法人名						
	納税地	〒		電話 () -			
	(フリガナ)						
	代表者氏名						㊟
代表者住所	〒						
事業種目						業	

国税通則法第23条の規定に基づき、自平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等につき、平成 年 月 日 事業年度の確定申告に係る課税標準等について下記のとおり更正の請求をします。

区 分		この請求前の金額	更正の請求金額
所得	所得金額又は欠損金額	1	
	同上の軽減税率適用所得金額	2	
	内訳 内 訳 其 他 の 金 額 (1-2)	3	
	法 人 税 額	4	
法人税額の特別控除額	5		
差引法人税額(4-5)	6		
リース特別控除取戻税額	7		
土地譲渡課税土地譲渡利益金額	8		
利益金 同上に対する税額	9		
留保金 課税留保金額	10		
同上に対する税額	11		
使途秘匿金 使途秘匿金額	12		
同上に対する税額	13		
法人税額計(6+7+9+11+13)	14		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	15		
控 除 税 額	16		
差引所得に対する法人税額(14-15-16)	17		
中間申告分の法人税額	18		
差引 納付すべき法人税額	19		
還 付 金 額	20		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	21		

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類	
更正決定通知書受理年月日	平成 年 月 日		

還付を受けようとする銀行等又は郵便局名	イ 預金口座に振込みを希望する場合 銀行・金庫・組合 本店・支店 漁協・農協 本所・支所	ロ イ以外の場合 窓口受取の場合は、事務欄のみを記入してください。 通常預金の記号番号
---------------------	---	---

税理士署名押印 ㊟

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
---------	----	-----	------	-----	----

14.07改正

(法 1101)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 14)

更正の請求書(単体申告用)の記載要領等

- この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合等に、国税通則法第23条又は法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した欠損金額が過少となったこと(申告書に欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額が過大となる場合(欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から1年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。日本郵政公社の通常貯金口座への振込みを希望されるときは、その通常貯金口座の記号番号を記載してください。また、郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 14)

更正の請求書の記載要領等

- この請求書は、次に掲げる事実が該当する場合に、国税通則法第23条又は法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した欠損金額が過少となったこと(申告書に欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度分の所得金額又は法人税額が過大となる場合(欠損金額又は還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求のもとになる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から1年以内
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実が該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第82条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内

- この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- この請求書の各欄の記載は、次によります。
 - 「この請求前の金額」欄には、請求のもとになる確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする銀行等又は郵便局名」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金口座名及びその口座番号を記載してください。それ以外のときは、支払を受けるのに便利な郵便局名を記載してください。また、通常貯金(振替預入契約をしているものに限ります。)への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。